**平成２１年（フ）第２０９号**
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2592番地の３
債務者　阿部　淑子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２１３号**
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷4437番地４号
債務者　上田　治江
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２４号**
兵庫県宝塚市川面６丁目３番12号
債務者　佐々木写真工芸社こと　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１８８号**
兵庫県伊丹市南野１丁目４番25号金城文化202号、前住所兵庫県伊丹市御願塚２丁目１番43号
債務者　藤原　沙織
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第５４号**
兵庫県たつの市新宮町香山1438番地２
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２１年（フ）第６０７号**
北九州市戸畑区新川町３番41―502号
債務者　石井　洋平
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６０８号**
北九州市戸畑区新川町３番41―502号
債務者　石井　明子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６２４号**
北九州市小倉北区中島１丁目６番20号　高島荘Ⅱ
債務者　越野　太輔
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６４９号**
福岡県中間市岩瀬１丁目27番24号
債務者　田志　**𠮷**近
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６９９号**
北九州市小倉北区神岳２丁目７番22―501号
債務者　金ケ江里枝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７０１号**
北九州市八幡東区中央１丁目11番３―401号
債務者　山下真理子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７１４号**
北九州市小倉北区篠崎５丁目24番17号
債務者　村上　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７１５号**
北九州市小倉南区田原新町１丁目２番34―606号
債務者　彦田　和之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７１８号**
福岡県北九州市門司区大久保１丁目７番18―506号
債務者　福尾　将弘
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７１９号**
北九州市小倉北区船場町２丁目６―1018号　平田友香里方
債務者　井上　尚美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１４８号**
佐賀県杵島郡江北町大字山口3685番地
債務者　諸江　　健
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第１７０号**
佐賀県伊万里市山代町立岩415番地５
債務者　金子　太郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部